

特定廃棄物対策担当参事官室

東日本大震災対応について

令和2年8月4日



被災地の環境再生に係る令和2年度予算

6,323 億円(5,191億円)

令和2年度予算のポイント

- 中間貯蔵施設の整備を進め、除去土壌等の輸送を実施する。また、除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発を進める。
- 除去土壌搬出後の仮置場等の跡地について、円滑に原状回復・返地をしていく。
- 帰還困難区域においては、特定復興再生拠点区域復興再生計画(6町村)に基づき、除染・廃棄物処理等を着実に進める。
- 廃棄物についても特定廃棄物埋立処分施設(旧エコテック)への搬入を開始しており、減容化→埋立の流れで着実に処理を行う。

予算の内容

中間貯蔵施設の整備等

4,025億円(2,081億円)【復興特会】
1,500億円(令和元年度補正予算)

〔施設の整備、運営管理、除去土壌等の輸送、用地の取得、減容・再生利用技術開発等〕

特定復興再生拠点整備事業

673億円(869億円)【復興特会】

〔特定復興再生拠点区域復興再生計画(6町村)に基づく除染・廃棄物処理等〕

除去土壌等の適正管理・搬出等の実施

566億円(1,187億円)【復興特会】

〔仮置場における除去土壌等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕

放射性物質汚染廃棄物処理事業等

1,059億円(1,054億円)【復興特会】

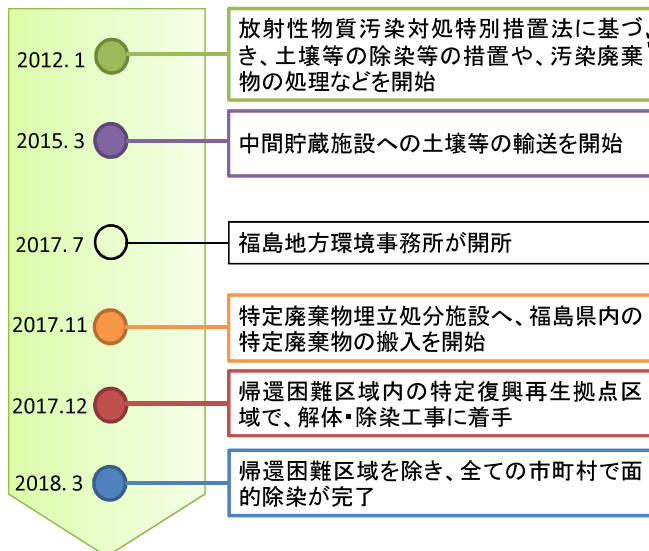
〔特定廃棄物の撤去・処分、指定廃棄物の一時保管、廃棄物処理施設のモニタリング、農業系廃棄物の処理の促進等〕

これまでの歩み

- 東北地方太平洋沖震に伴う原子力発電所の事故後、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、放射性物質汚染対処特別措置法(※)が制定。

(※) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第110号)

- この法律に基づき、土壌等の除染等の措置や、汚染廃棄物の処理などの環境再生の取組を実施。



除染や廃棄物処理の実施

- ◆避難指示が発令された区域

⇒ 除染特別地域、汚染廃棄物対策地域として、国が除染・廃棄物処理を担当。



宅地の除染

- ◆その他の地域

⇒ (除染)国が汚染状況重点調査地域を指定し、市町村が除染を実施。

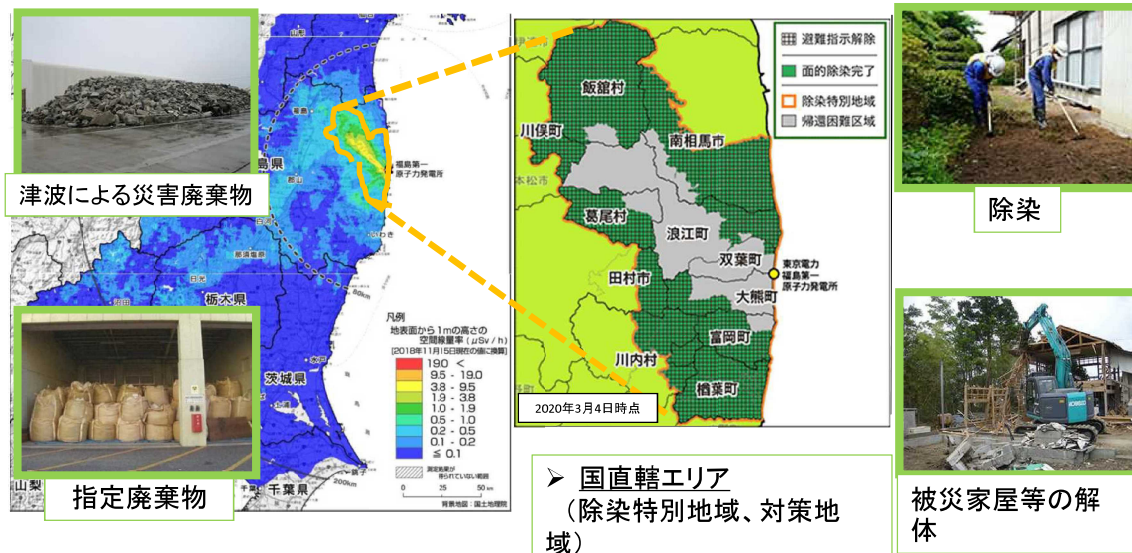


被災家屋等の解体

(廃棄物)8,000Bq/kg超の指定廃棄物は国が、それ以外の廃棄物は市区町村又は排出事業者が処理。

環境再生事業の概要と役割分担

- 避難指示が発令された区域は、除染特別地域、汚染廃棄物対策地域(通称:対策地域)として国が除染・廃棄物処理を担当。
- その他の地域については、
 - ・除染については、国が汚染状況重点調査地域を指定し、市町村が除染を実施。
 - ・廃棄物処理については、区域にかかわらず、8,000Bq/kg超の廃棄物は指定廃棄物として国が、それ以外の廃棄物は市区町村又は排出事業者が処理責任を負う。

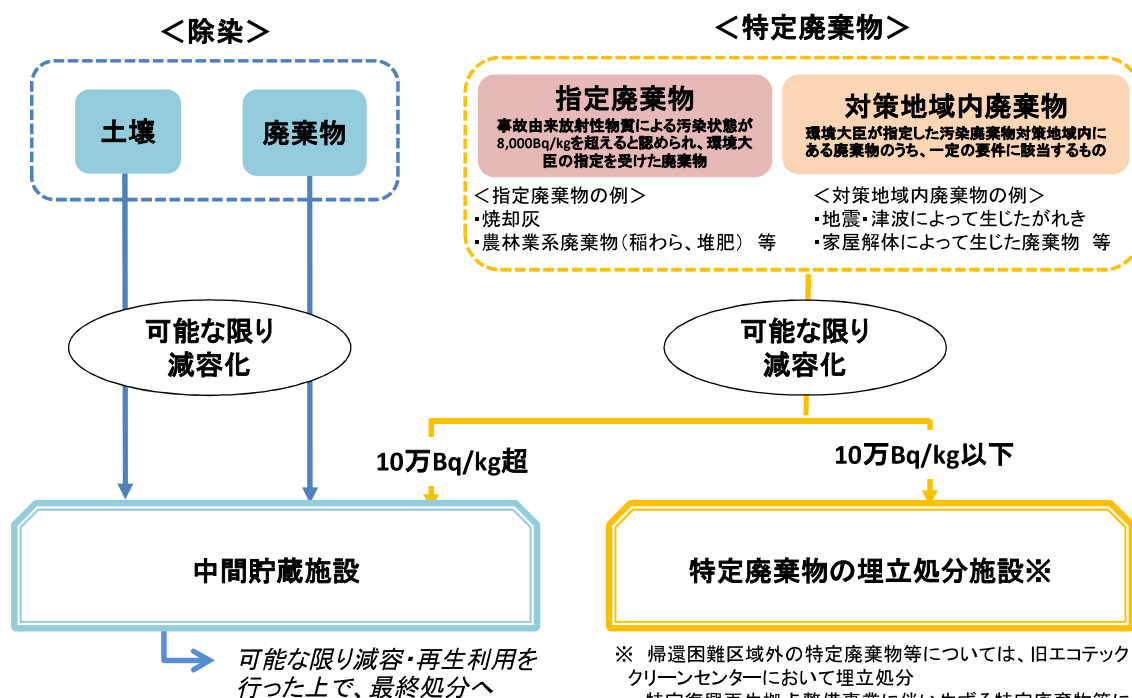


放射性物質汚染対処特別措置法に基づく 除染等の措置・汚染廃棄物の処理



5

除去土壌等及び特定廃棄物の処理フロー（福島県）

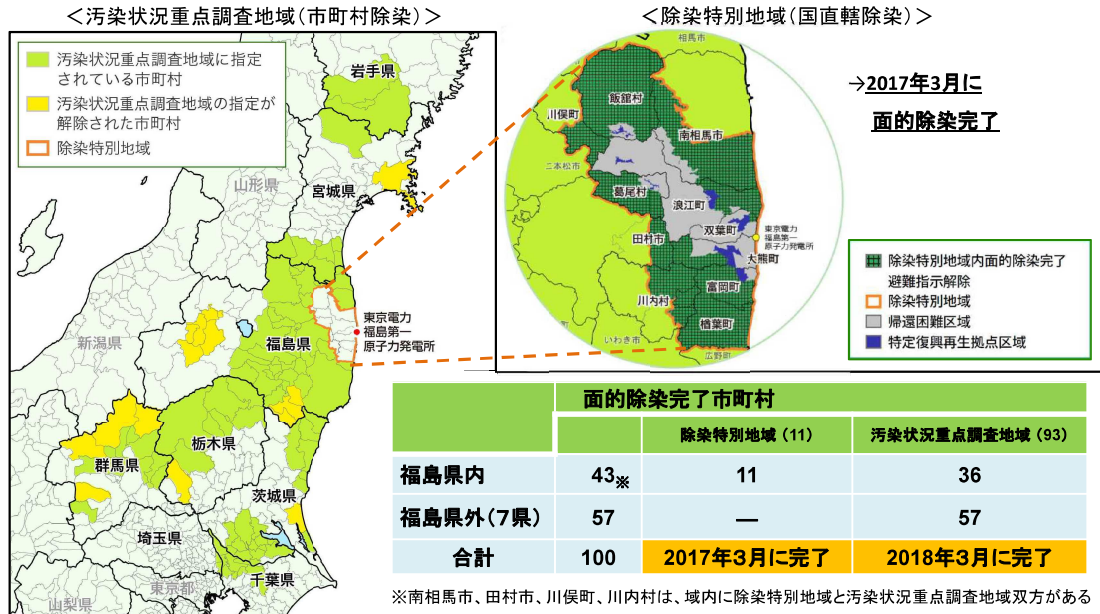


注）特定廃棄物以外の廃棄物については、廃棄物処理法の規定を適用。
（一定の範囲については放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基準も適用。）

6

除染の進捗状況

- 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、**8県100市町村の全てで面的除染が完了**。
(帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域整備で除染を実施中。)

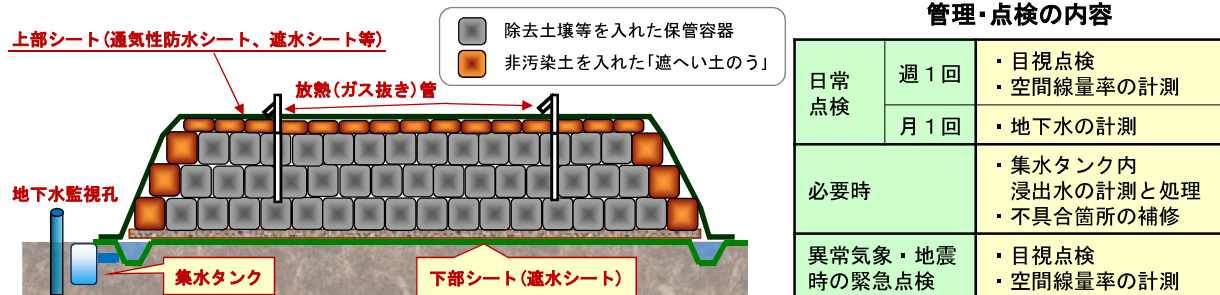


7

仮置場等での保管について

- 除染によって生じた除去土壌等は、一時的な保管場所である仮置場等において安全に管理を実施。
○ 福島県内においては、中間貯蔵施設等へ搬出することにより、**仮置場の半数以上が解消**され、国管理で142箇所、市町村管理で404箇所の仮置場が存在。

【仮置場の基本構造及び管理・点検(国管理の仮置場の例)】



【仮置場等の箇所数及び除去土壌等の数量(保管物数)】

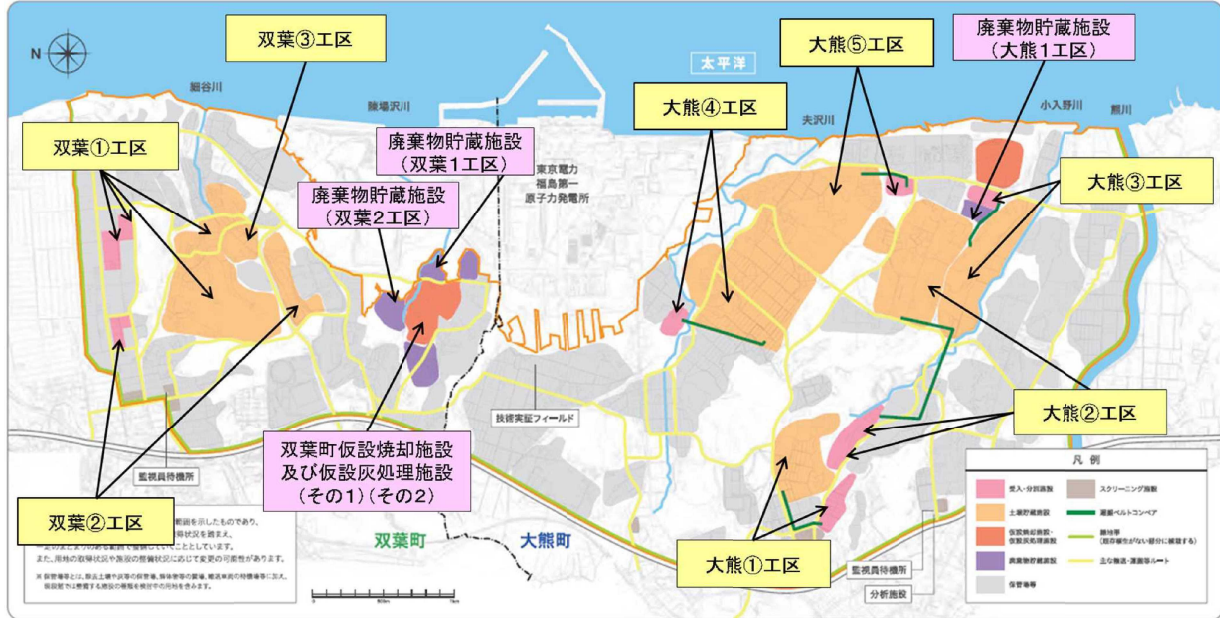
時点の数量 / 総数	仮置場箇所数	現場保管箇所数	除去土壌等の数量 (保管物数)
国管理	142箇所 / 330箇所	—	約323万袋 / 約987万袋
うち特定復興再生 拠点区域	24箇所 / 24箇所	—	約33万袋 / 約65万袋
市町村管理	448箇所 / 1,073箇所	70,580箇所 / 221,295箇所	約380万㎡ / 約740万㎡
うち福島県内	404箇所 / 1,029箇所	40,127箇所 / 190,842箇所	約333万㎡ / 約693万㎡

国管理 : 2020年5月末時点
福島県内: 2020年3月末時点
福島県外: 2019年3月末時点

8

中間貯蔵施設の概要

- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。
- 中間貯蔵開始後、30年以内の県外最終処分までの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要。
- 施設では、福島県内の除染に伴い発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等を貯蔵。



※当施設の施設整備イメージ図(2020年1月公表)から作成

9

除去土壌等の輸送の現状

- 除去土壌等の仮置場からの中間貯蔵施設への輸送は10tダンプトラックを基本に実施。
- 輸送は2014年度末より開始し、2020年度は25市町村からの輸送を実施。
- 輸送対象物量約1,400万m³(2019年10月末時点。東京ドームの容積の11倍。)に対し、これまでに**累積約801万m³(約57%)**の除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送した(2020年7月14日時点)。
- 輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施中。



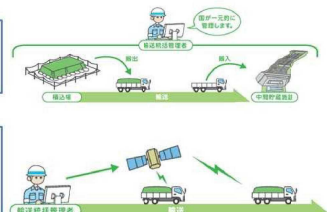
輸送の管理・監視について

輸送対象物の全数管理

- 仮置場等から搬出する輸送対象物は、保管容器ごとに一元的に全数管理をしている。

輸送車両の運行管理

- GPS等を活用し、輸送車両の位置情報等をリアルタイムに把握。
- 交通状況等に応じて、時間調整・ルート変更等の指示を行う。



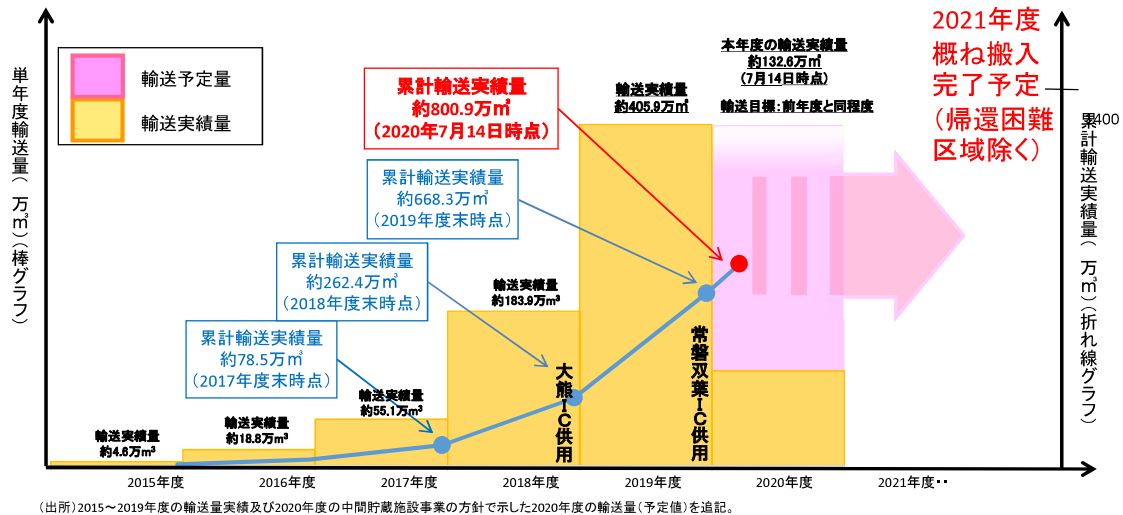
総合管理システムによる輸送の監視の状況

※輸送が終了した市町村でも今後輸送が必要となるものが生じた場合には輸送することとしている。

10

中間貯蔵施設に係る当面の輸送の状況

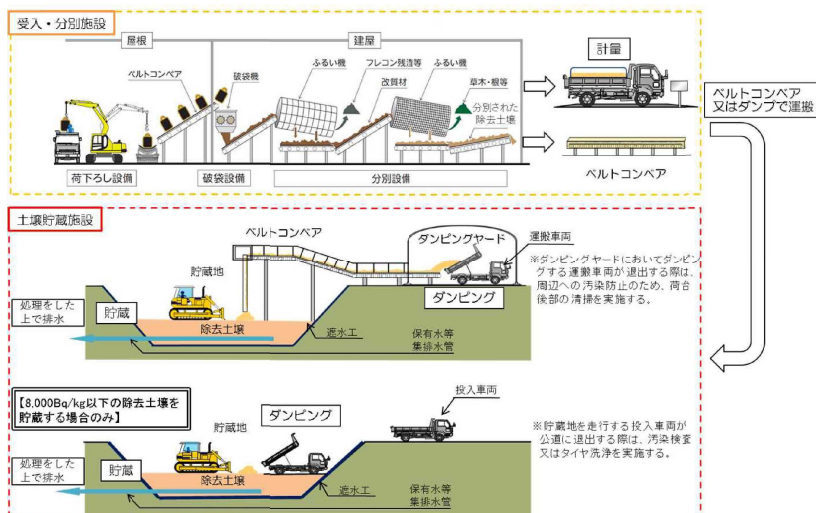
- 輸送対象物量約1400万 m^3 (※)の中間貯蔵施設への搬入に向け、用地や施設整備等の状況を踏まえて、**安全を第一に、地域の理解を得ながら、輸送を実施する。** ※2019年10月時点
- **2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域を除く)の概ね搬入完了を目指す。**
- 2020年度は、身近な場所から仮置場をなくすことを目指しつつ、安全を第一に、**前年度と同程度の量を輸送する。**



11

受入・分別施設、土壌貯蔵施設の整備状況

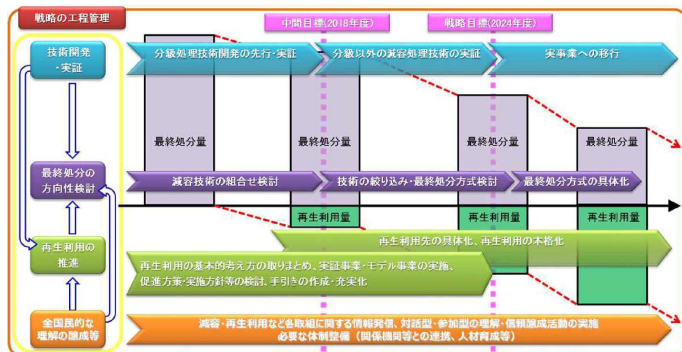
- 2016年11月に、大熊町・双葉町において受入・分別施設、土壌貯蔵施設の整備に着工。
- 2017年6月に除去土壌の分別処理を開始し、2017年10月には土壌貯蔵施設への分別した土壌の貯蔵を開始(大熊工区では2017年10月、双葉工区では2017年12月より除去土壌の貯蔵開始)。
- 2020年3月に、中間貯蔵施設における、除去土壌と廃棄物との処理から貯蔵までの全工程で、運転を開始した。



12

減容・再生利用技術開発戦略、再生利用の基本的考え方

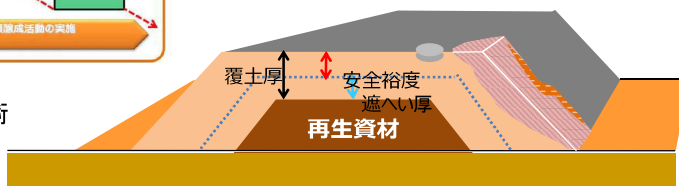
- 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしている。県外最終処分量を低減するため、政府一体となって、除去土壌等の減容・再生利用等に取り組んでいるところ。
- 減容・再生利用の推進に当たっては、2016年に策定し、2019年に見直しを行った「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、具体的な取組を進めている。
- 特に、再生利用については、2016年にとりまとめた「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を指針として、実証事業を実施するとともに、全国的な理解醸成に取り組み、環境整備を進めている。



(上)「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」の概要

(下)「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」の概要

- **再生利用の用途の限定**（管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における道路等の盛土材等に限定）
- **追加被ばく線量を制限するための適切な管理**（再生資材の放射能濃度の限定、適切な厚さの覆土等）



覆土厚は、土木構造物としての通常の補修がなされる場合でも、被ばくを制限するための遮へい厚が確保されるよう設計。

13

<参考> 除去土壌の再生利用に係るこれまでの経緯

2011. 11. 11 放射性物質汚染対処特措法基本方針(閣議決定)

● 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 基本方針(抜粋)

5. 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項

……また、仮置場等の確保等の観点から、除去土壌について、技術の進展を踏まえつつ、保管又は処分の際に可能な限り減容化を図るとともに、減容化の結果分離されたもの等汚染の程度が低い除去土壌について、安全性を確保しつつ、再生利用等を検討する必要がある。

2014. 11. 17 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(改正JESCO法)成立

● 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(抄)

(国の責務)

第三条(略)

2 **国は**、前項の措置として、特に、中間貯蔵を行うために必要な施設を整備し、及びその安全を確保するとともに、当該施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずるほか、中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。

2015. 2. 25 中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書(福島県、大熊町、双葉町、環境省)

● 中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書(抄)

(最終処分を完了するために必要な措置等)

第14条

4 **丙(環境省)は**、福島県民その他の国民の理解の下に、除去土壌等の再生利用の推進に努めるものとするが、再生利用先の確保が困難な場合は福島県外で最終処分を行うものとする。

2019. 12. 20 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(閣議決定)

● 「復興・創生期間」後の基本方針(抄)

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

(2)② 環境再生に向けた取組

最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の減容・再生利用等を進めることが重要であり、……再生利用先の創出等については、関係省庁等の連携強化を図り、政府一体となって取組を進める。

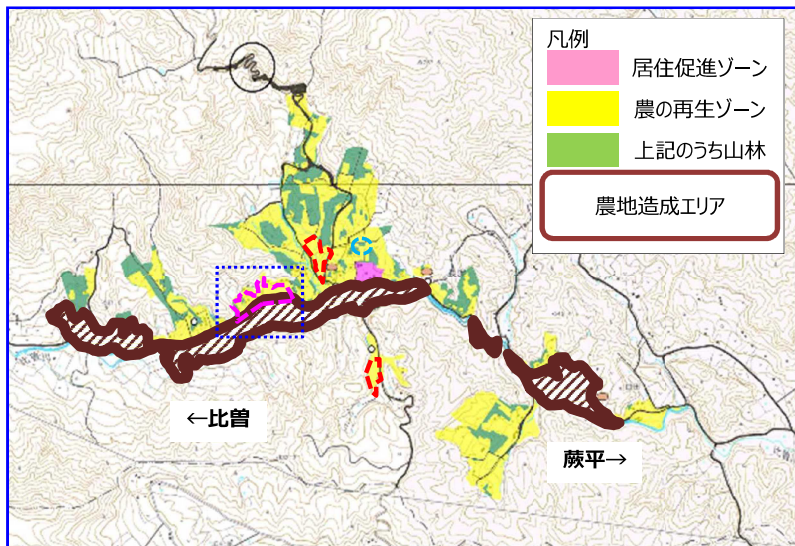
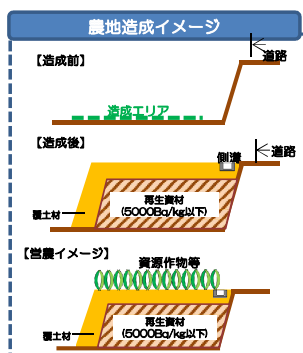
14

飯館村における環境再生事業の概要①

◆事業の流れ



◆事業箇所図②



【整備規模】
農地造成エリア：3.4 ha (今後変更となる場合がある)
※盛土量等については、今後の計画により具体化する。

15

飯館村における再生利用実証事業の概要②



再生資材化の様子(2019年11月)



再生資材化プラント

露地栽培エリア



ビニールハウス栽培エリア



ハウス内の状況(2019年8月)



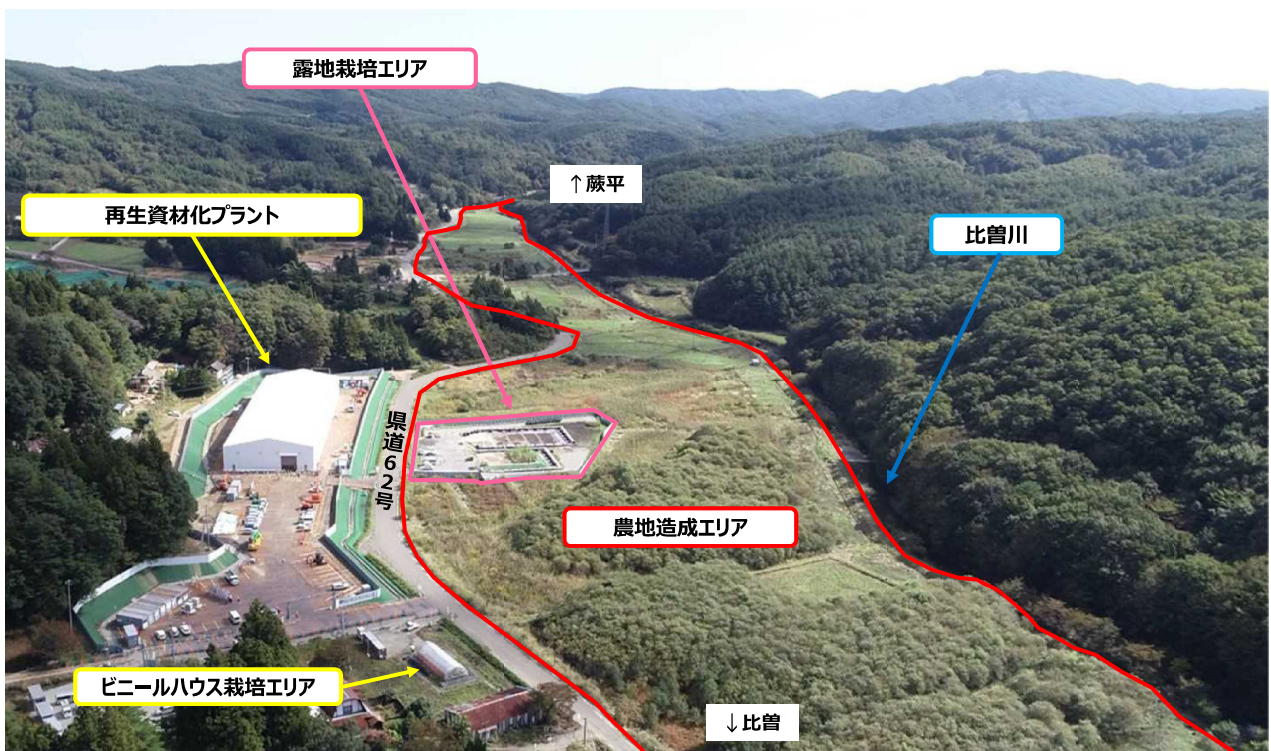
盛土実証ヤード(2019年6月)



露地栽培の状況(2019年6月)

16

飯舘村における再生利用実証事業の概要③



17

再生事業の理解醸成への取組状況①

- 飯舘村長泥地区の再生利用実証事業の中で住民の皆様が育ててきたにも関わらずこれまで処分されてきた花(トルコギキョウなど)を、環境省において積極的に活用するなどにより、復興の状況や取組について発信し、理解醸成を図る。
- また、環境省では、飯舘村における環境再生の取組や地元の皆様の思いを紹介するポスター「いいいてて便り」を作成し、情報発信に取り組んでいる。



日中韓3カ国環境大臣会合(TEM21)における
飯舘村のトルコギキョウ
2019年11月23日-24日@福岡県北九州市



吉野彰氏(ノーベル化学賞受賞者)への花束贈呈(飯舘村のトルコギキョウ)
2019年11月27日@環境省大臣室



再生利用実証事業の現場
2020年2月9日@福島県飯舘村長泥地区



いいいてて便りvol.1、vol.2について発信
2020年2月10日@閣議後記者会見

18

環境再生事業の理解醸成への取組状況②

◆飯館村における環境再生事業で栽培された花※の 活用の例（他省庁での利用）

※再生利用の際の覆土に用いる遮蔽土で栽培したもの



法務省：
森法務大臣記者会見（2/14）



農林水産省：
「消費者の部屋」で
ストックを展示（2/14）

◆福島県内除去土壌の環境省本省室内での利用



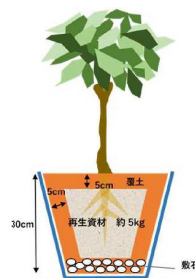
環境省：小泉環境大臣会見（3/6）



復興庁：
田中復興大臣記者会見（2/14）



経済産業省：
梶山経済産業大臣記者会見（5/1）



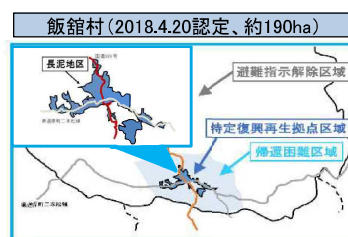
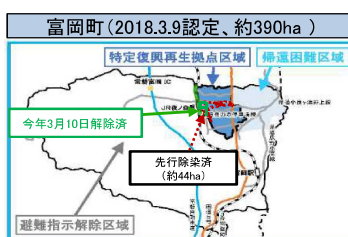
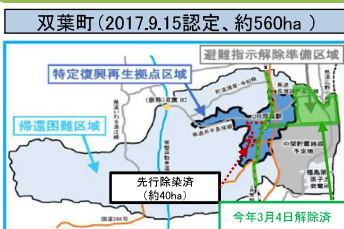
※鉢植えの設置前後で
大臣室内の鉢植え周辺の
空間線量率は変化なし。
(空間線量率：0.06 μ Sv/h)

利用のイメージと周辺の放射線量

19

特定復興再生拠点区域の概要

- 福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長は、帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成し、これを内閣総理大臣が認定。計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指す。
- 計画が認定されたすべての町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村）において、家屋等の解体・除染等工事を実施中。
- 2020年3月14日のJR常磐線全線開通に伴い、双葉町は同年3月4日、大熊町は同年3月5日、富岡町は同年3月10日に、特定復興再生拠点区域の一部の避難指示を先行して解除。



20

特定復興再生拠点区域の取組の進捗状況

- 6町村(双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村)全てで家屋等の解体・除染工事に着手し、駅前広場や幼稚園、体育館等の公共施設で工事が終了するなど、環境再生の取組が着実に進捗。
- 特定復興再生拠点区域全体の避難指示解除の目標である2022年春頃から2023年春頃の避難指示解除に向けて、関係省庁等と連携しながら、拠点区域内の家屋等の解体・除染作業を実施。

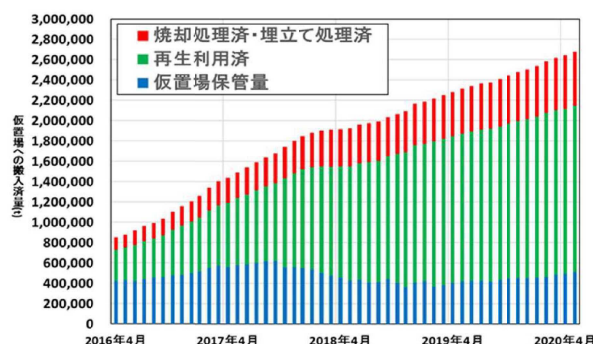


21

特定廃棄物の処理

(福島県(対策地域内)における災害廃棄物等の処理の進捗)

- 災害廃棄物等の仮置場への搬入は、2020年5月末時点で、約268万トン完了(うち、約47万トンが焼却処理済、約163万トンが再生利用済、約13万トンが埋立処分済)。



被災家屋等の解体の様子



大熊町の仮設焼却施設



22

国直轄による福島県(対策地域内)における 仮設焼却施設の設置状況

- 9市町村(11施設)において仮設焼却施設を設置することとしており、それぞれの進捗状況は下表のとおり。**2020年5月末までに約115万トン(除染廃棄物を含む)を処理済**。
- 現在稼働している仮設焼却施設においては、環境モニタリング(※)を実施しており、**排ガス中の放射能濃度が検出下限値未満であること等を確認**している。

(※) 環境省放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト <<http://shiteihaiki.env.go.jp/>>



□ 汚染廃棄物対策地域 ● 仮設焼却施設
▨ 帰還困難区域

立地地区	進捗状況	処理能力	処理済量 (2020年5月末時点)
葛尾村	稼働中(2015年4月より)	200t/日	約120,000トン(約36,000トン)
浪江町	稼働中(2015年5月より)	300t/日	約247,000トン(約161,000トン)
飯館村 (蔵平地区)	稼働中(2016年1月より)	240t/日	約222,000トン(約48,000トン)
大熊町	稼働中(2017年12月より)	200t/日	約60,000トン(約27,000トン)
双葉町	稼働中(2020年3月より)	350t/日	約10,000トン(約2,600トン)
楢葉町	災害廃棄物等の処理完了	200t/日	約77,000トン(約32,000トン)
川内村		7t/日	約2,000トン(約2,000トン)
飯館村 (小宮地区)		5t/日	約2,900トン(約2,900トン)
富岡町		500t/日	約155,000トン(約55,000トン)
南相馬市	既存の処理施設で処理 (処理完了)	400t/日	約214,000トン(約91,000トン)
川俣町		—	—
田村市		—	—

※処理済量については、除染廃棄物も含み、()内はうち災害廃棄物等の処理済量。

23

参考: 仮設焼却施設の例

工区	大熊町	双葉町(その1)	双葉町(その2)
規模	仮設焼却施設: 200 t/日 × 1 炉 (ストーカ炉)	・ 仮設焼却施設: 150 t/日 × 1 炉 (シャフト炉) ・ 仮設灰処理施設: 75 t/日 × 2 炉 (表面熔融炉)	・ 仮設焼却施設: 200 t/日 × 1 炉 (ストーカ炉) ・ 仮設灰処理施設: 75 t/日 × 2 炉 (コークスベット式灰熔融炉)
業務用地面積	約 5.0ha	約 5.7ha	約 5.7ha
着工	2016年7月伐採・造成開始	2018年6月伐採・造成開始	2018年6月伐採・造成開始
建設工事 スケジュール	2016年12月開始	2019年1月開始	2019年1月開始
処理スケジュール	2018年2月処理開始	2020年3月処理開始	2020年3月処理開始
処理対象物	・ 大熊町で発生した除染廃棄物・災害 廃棄物等 ・ 中間貯蔵施設内で発生した廃棄物 及び搬入した除染廃棄物	・ 双葉町で発生した除染廃棄物・災害 廃棄物等 ・ 中間貯蔵施設内で発生した廃棄物及 び搬入した除染廃棄物 ・ 中間貯蔵施設内で発生する焼却残さ 及び中間貯蔵施設内に搬入した焼却 残さ	同左
受注者	三菱・鹿島JV	日本製鉄・クボタ・大林組・TPT JV	J F E・前田 JV
外観			

24

福島県内の管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分

- 特定廃棄物埋立処分事業について、2017年11月17日に特定廃棄物等を搬入開始。
- これまでに**130,127袋搬入済み**。(2020年6月末時点)
- **搬入開始前後のモニタリング結果**において、空間線量率等の**特異的な上昇は見られていない**。

これまでの経緯

- 2013.12.14 国が福島県・富岡町・楢葉町に受入れを要請
- 2015.12. 4 県・富岡町・楢葉町から国に対し、事業を容認する旨、伝達
- 2016. 4.18 管理型処分場を**国有化**
- 2016. 6.27 国と県、両町との間で**安全協定を締結**
- **2017.11.17 搬入開始**
- 2018. 8.24 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」開館
- 2019. 3.20 特定廃棄物等固化処理施設稼働

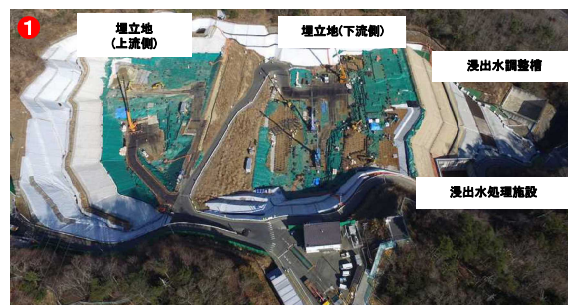
埋立対象物・搬入期間

- 対策地域内廃棄物等(10万Bq/kg以下): 約6年
- 福島県内の指定廃棄物(10万Bq/kg以下): 約6年
- 双葉郡8町村の生活ごみ: 約10年
- なお、10万Bq/kg超は中間貯蔵施設に搬入



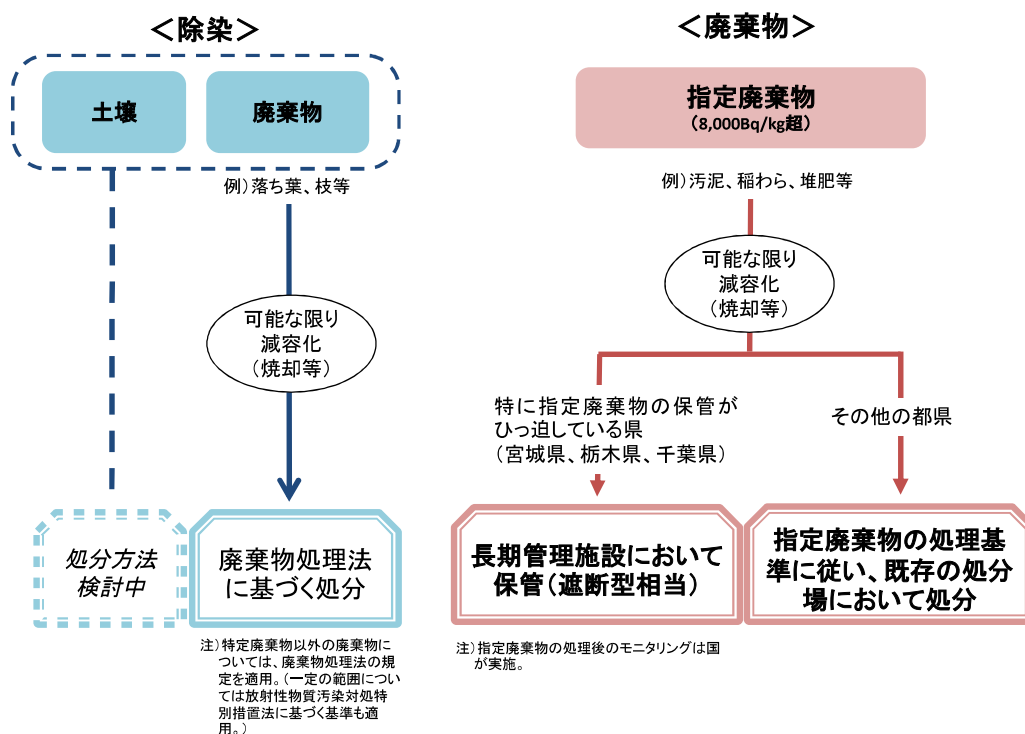
関連施設について

- 1 特定廃棄物埋立処分施設
- 2 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」
- 3 特定廃棄物固化処理施設



25

除去土壌等及び指定廃棄物の処理フロー(福島県以外)



指定廃棄物の状況

2020年3月31日時点

	焼却灰※1		浄水発生土(上水)		浄水発生土(工水)		下水汚泥(焼却灰含む)		農林業系副産物(稲わらなど)		その他		合計	
	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
岩手県	9	312.1									1	1.3	10	313.5
宮城県			9	1,014.2					4	2,274.4	5	2.2	18	3,290.8
福島県※1	1,044	243,891.7	36	2,445.2	9	479.1	110	8,077.1	13	2,578.3	397	13,495.4	1,609(705)	270,966.8(104,776)
茨城県	20	2,380.1					2	925.8	1	0.4	3	229.4	26	3,535.7
栃木県	24	2,447.4	14	727.5	(26.0)※2		8	2,200.0	27	8,137.0	6	21.3	79	13,533.1
群馬県			6	545.8	1	127.0	5	513.9			1	0.3	13	1,187.0
千葉県	48	2,719.9					1	542.0			16	452.2	65	3,714.2
東京都	2	981.7											2	981.7
神奈川県											3	2.9	3	2.9
新潟県			4	1,017.9									4	1,017.9
合計	1,147	252,732.9	69	5,750.6	10	606.1	126	12,258.8	45	12,990.1	432	14,205	1,829	298,543.6

- ※1 令和元年12月31日時点から、国の仮設焼却施設において焼却処理するため、搬出した指定廃棄物113件17.442tを除外した。
一方、国が当該搬出した指定廃棄物を焼却処理(広域処理)した結果、発生した焼却灰は新たな指定廃棄物として計上した。
また、これまで個別に集計していた「焼却灰(一般廃棄物)」及び「焼却灰(産業廃棄物)」の項目については、「焼却灰」として統合した。
なお、福島県の合計の括弧書き720件・112.195tについては、事業者・自治体に保管されている指定廃棄物を表している(事業者・自治体等の申請等に基づき指定された指定廃棄物1,380件・182,238tのうち、660件・70,043tの指定廃棄物は焼却処理・埋立処分等するため搬出されたところ。)。
※2 栃木県の浄水発生土(工水)(26.0t)、は上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めた。

27

福島県外の指定廃棄物に関する経緯

経緯

- (1)放射性物質汚染対処特措法(2011年8月30日公布)
- (2)放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針(2011年11月11日閣議決定)
指定廃棄物の処理は、排出された都道府県内で行う。
- (3)処理施設の候補地提示(2012年9月)
特に指定廃棄物の保管が逼迫している県では国が処理施設を確保することとし、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県の5県において選定を開始。

選定プロセスの見直し(2013年2月)

- ①市町村長会議の開催 → 共通理解の醸成
・指定廃棄物処理に向けた共通理解の醸成。地域の実情に応じて考慮すべき具体的な事項についても、選定作業において十分配慮。
- ②有識者会議の開催 → 専門家による評価
・施設の安全性の確保に関する考え方の議論。候補地の選定手順、評価項目・評価基準の議論。
- ③詳細調査の実施 → 安全性の担保
・候補地の安全性に関する詳細調査(ボーリング等による地盤、地質、地下水等)の実施、評価。

28

関係5県の指定廃棄物に関する状況

<長期管理施設の設置>

- 5県(宮城・栃木・千葉・茨城・群馬)において、国が各県内での「長期管理施設」の新設を検討。
- うち3県(宮城・栃木・千葉)について、2014～2015年に候補地を提案したが、そのための詳細調査の実施の目途が立っていない。今後の方針を県ごとに相談する必要。

<各県ごとの課題を段階的に解決するための取組>

- 長期管理施設の設置は進んでいないが、放射性物質を生活圏から段階的に遠ざけるための取組を実施。
 - ・ 指定廃棄物の約10倍の量がある低濃度の農林業系廃棄物の処理(宮城県)
 - ・ 分散している保管場所の集約(栃木県) ・保管の強化(茨城県)
 - ・ 8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物の処理(関係全県で模索中)

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018～ (H30)
宮城県 (3,290.8t)	長期管理施設の選定 プロセスについて議論	長期管理施設の詳細 調査候補地を公表		まずは8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物から 処理することとし、2018年3月から処理を開始		
栃木県 (13,533.1t)				詳細調査の 実施に向けた 働きかけの継続	農家の保管する指定廃棄物の市町 単位での集約を検討	
千葉県 (3,714.2t)						
茨城県 (3,535.7t)				長期管理施設は設 置せず、現地保管 継続・段階的処理 の方針を決定	一時保管場所での 保管強化対策の実施	
群馬県 (1,187.0t)						

※県名下部：二〇二〇年三月末時点の指定廃棄物保管量

29

指定廃棄物の指定解除

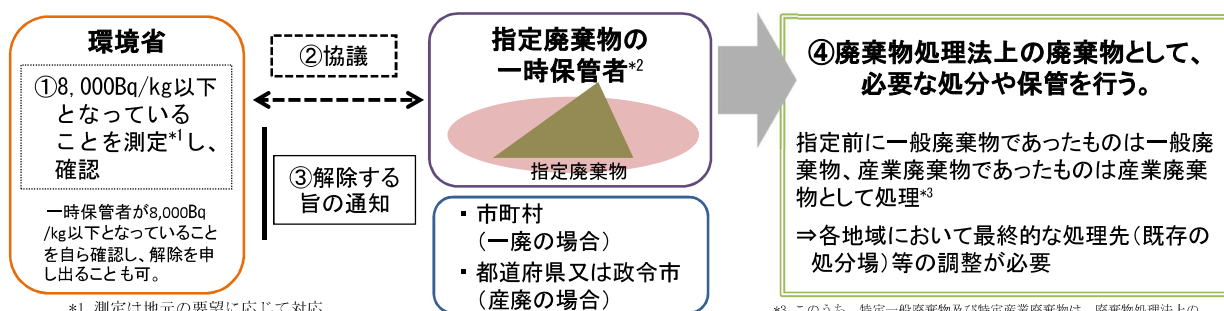
【仕組み】

平成28年4月28日 改正省令公布・施行

- 指定廃棄物が8,000Bq/kg以下となっている場合、環境大臣は、一時保管者や解除後の処理責任者(市町村又は排出事業者)と協議した上で、指定を解除することができる。
 - ※ 協議が整わない場合、指定の解除は行わない。
- 指定解除後は、廃棄物処理法の処理基準等に基づき、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者の処理責任の下に必要な保管・処分を行う。
 - ※ 指定解除後の廃棄物の処理が円滑に進むよう、8,000Bq/kg以下の廃棄物の安全性の説明等、環境省でも必要な技術的・財政的支援を行う。

【実績】

- 放射能濃度が8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条の2の規定により、当該廃棄物に係る指定を解除することが可能。
- 千葉県、山形県、宮城県、静岡県、岩手県の5県で計約420トン、33件の指定が解除されている(2020年3月末時点)。



*1 測定は地元の要望に応じて対応。

*2 一時保管者と解除後の処理責任者が異なる場合は、処理責任者も対象。

*3 このうち、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物は、廃棄物処理法上の処理基準のほか、特措法上の特別処理基準として上乗せあり。

農林業系廃棄物の処理加速化事業

【目的】

従来、循環利用されていた稲わら、牧草等が放射性物質に汚染されたことにより、廃棄物となって大量に発生。

このうち、8,000Bq/kg以下のものは、廃棄物処理法に基づき市町村等が処理を行うこととしているが、その処理が進まないことから、やむを得ず農家の敷地等に一時保管されており問題化。また、このまま処理が進まないと、腐敗や火災の原因となることが懸念され、処理そのものが困難となるおそれ。

このため、当該廃棄物の処理に要する経費の一部を助成し、市町村等による処理を促進。

保管がひっ迫している 汚染廃棄物の例



稲わら



堆肥



牧草



きのこ原木

処理の
加速化

【事業の概要】

- 1 補助対象者**
廃棄物の処理を行う市町村等（一部事務組合を含む。）
- 2 処理の対象となる汚染廃棄物**
これまで循環利用されてきたが、事故由来放射性物質に汚染されたことで発生した8,000Bq/kg以下の可燃性一般廃棄物
- 3 事業実施期間**
令和2年度
- 4 補助率**
1/2（国）
※残りの地方負担額は震災復興特別交付税で全額措置
- 5 処理に必要な経費の例**
廃棄物の処理に必要な一連の工程に係る経費を助成
 - ① 処理計画の策定等に要する経費
 - ② 地域住民への理解促進に要する経費（空間線量率測定費等）
 - ③ 廃棄物の収集・運搬から処理・処分に至る経費（仮設焼却炉の設置等）

31

福島県外における除去土壌及び指定廃棄物の状況

- 除去土壌は、現場又は仮置場において適正に保管されている。
- 指定廃棄物は、発生箇所などにおいて分散して一時保管されている。

	除去土壌 (2019年3月31日時点)		指定廃棄物 (2020年3月31日時点)	
	保管箇所数	数量(m ³)	指定件数	数量(t)
岩手県	312	26,460	10	313.5
宮城県	161	28,388	18	3,290.8
茨城県	1,035	54,154	26	3,535.7
栃木県	24,764	111,058	79	13,533.1
群馬県	781	4,602	13	1,187.0
埼玉県	48	7,284		
千葉県	1,673	96,882	65	3,714.2
東京都			2	981.7
神奈川県			3	2.9
新潟県			4	1,017.9
合計	28,774	328,828※	220	27,576.8

※そのほか除染廃棄物142,812m³(2019.3.31時点)を保管

除去土壌の保管の状況



一時保管場の状況(指定廃棄物)



焼却灰



下水汚泥



農林業系副産物



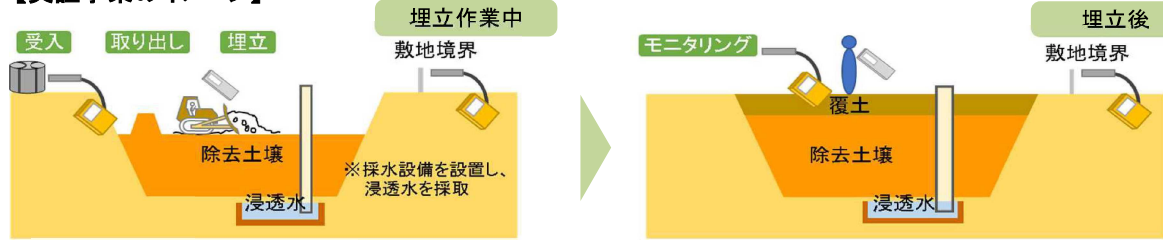
浄水発生土

322

福島県外の除去土壌の埋立処分の実証事業結果

- 除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とし、東海村、那須町において、当該自治体が保管している除去土壌を用いて埋立処分の実証事業を実施。
- 実証事業の結果を踏まえ、環境省令やガイドラインにおいて埋立処分の方法を定める予定。

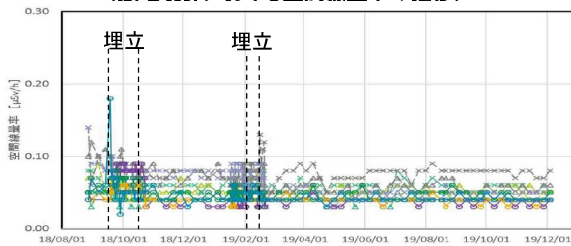
【実証事業のイメージ】



茨城県東海村

・村内2箇所で現場保管されている除去土壌(1,428m³)を用いて、JAEA原子力科学研究所敷地内で実施。

＜敷地境界における空間線量率の推移＞



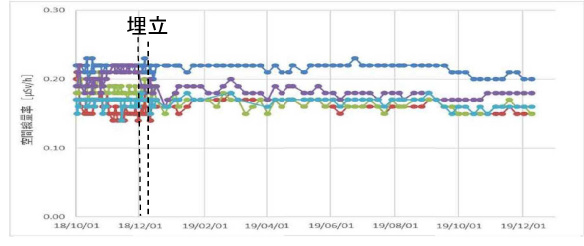
＜浸透水中の放射能濃度＞

すべて検出下限値未満(検出下限値1Bq/L以下)

栃木県那須町

・現場保管されている除去土壌(217m³)を用いて、伊王野山村広場内で実施。

＜敷地境界における空間線量率の推移＞



＜浸透水中の放射能濃度＞

すべて検出下限値未満(検出下限値1Bq/L以下)

33

福島再生・未来志向プロジェクトの進捗状況

「福島」×「脱炭素・資源循環・自然共生」

基本的な考え方

- 福島県内の地元のニーズに応え、環境再生の取組のみならず、脱炭素、資源循環、自然共生といった環境省の得意分野と福島との連携を深め、福島復興の新たなステージに向けた取組を推進。
- 環境省事業を効果的に組み合わせ、また、放射線健康不安に対するリスクコミュニケーションや広報・情報発信を通じて地元へ寄り添いつつ、分野横断的な政策パッケージを戦略的に展開。

産業創生への支援

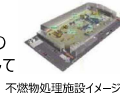
＜なりわいの復興＞

- 福島イノベーションコースト構想の下、資源循環型産業の創生を支援。今年7月に地元企業を含む共同事業として不燃物リサイクル施設の建設に着手



- 先端リサイクル技術の実証や事業化に向けた取組を推進(使用済み太陽光パネルのリサイクルや、人工知能を使った自動選別システム等)

使用済み太陽光パネルの先端リサイクル技術の例



不燃物処理施設イメージ

ふくしまグリーン復興への支援

＜自然資源活用による復興＞

- 今年4月に福島県と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、国立・国定公園の魅力向上等の取組を推進
- 環境にやさしいツーリズムやCO₂排出の少ない交通技術の活用を検討



尾瀬沼ビジターセンター完成予想図

脱炭素まちづくりへの支援

＜暮らしの復興＞

- 脱炭素社会の実現に向けた新たなまちづくりを支援
- 2019年度は、暮らしの足を確保するバスシェアリング、ソーラーシェアリングやバイオマスによる地域エネルギーシステム、スマート農業や人工知能の活用等のF5調査5件を実施中



EV/FCV バスのシェアリング 廃棄物処理施設 廃棄物処理施設 廃棄物処理施設

環境省の得意分野との連携強化
環境再生・リスクミ
脱炭素・資源循環・自然共生
復興・再生に貢献

地域活性化への支援

＜リスクミ・情報発信による復興＞

- 特定廃棄物埋立情報館「リブルんふくしま」等を活用し、ホープツーリズムに貢献
- 植葉町で首都圏等の学生のボランティアによる「米作り」を開催、富岡町で「えびす講市」を共催
- 新宿御苑で行われるイベント開催時に出席し、福島マルシェの開催に協力



リブルんふくしま内



植葉町における田植イベントの様子

情報発信

＜福島再生・未来志向プロジェクト シンポジウム、現地見学会の開催＞

- 今年6月、環境省と国立環境研究所の主催により、自治体関係者や県内外の企業関係者ら約220名が参加。パネルディスカッションで、浜通り地域の現状と今後について議論が行われた。
- シンポジウムの翌日に、現地見学会(バスツアー)を実施し、復興再生拠点事業、まちづくりの活動、スマート農業の現場や、廃炉・環境再生事業関連施設の現場を見学。

